

第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画概要 (平成28年度～平成37年度実施)

計画の概要

第1章

計画策定の目的 [P 2]

- ・前計画で平成27年度までに不法投棄発生件数300件を目標として施策に取り組んできたところであり、年々発生件数は減少しているものの、未だ不法投棄が絶えない状況にある。
- ・このような現状を踏まえ、不法投棄対策を切れ目なく継続し、更に不法投棄を減少させるため、第3次計画を策定し総合的な施策・事業を進めることにより、地域の良好な環境保全を推進する。

計画の位置付け [P 3]

- ・「宇都宮市環境基本計画」の廃棄物分野の部門別計画

計画の対象とする廃棄物 [P 3]

- ・市内全域における散在性ごみから大型ごみまでのあらゆる廃棄物の不法投棄を対象とする。

計画のめざすもの [P 4]

- ごみのないきれいなまち宇都宮
- ・市民、事業者、他行政機関、市が、それぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理することで「ごみのないきれいなまち宇都宮」の実現を目指す。

計画の期間 [P 4]

- ・平成28～平成37年度の10年
(前期計画5年、後期計画5年)

数値目標 [P 4]

- ・不法投棄発生件数 実績値420件 (H26)
⇒ 250件 (前期計画H32)
200件 (後期計画H37)

現 状

第2章

国・県における不法投棄の現状と取組 [P 6～10]

1 国における不法投棄の現状と取組

- ・国内における廃棄物の不法投棄は漸減傾向にあるものの、根絶には至っていない。
- ・不法投棄物の内訳としては、建設廃棄物の割合が不法投棄量の約8割を占めている。
- ・廃家電4品目の不法投棄状況については、平成23年度をピークに減少傾向にあるが、全国的に不法投棄が依然多い状況にある。
- ・全国ごみ不法投棄監視ウィークを設定し、不法投棄撲滅に向け普及啓発に取り組む他、都道府県等への支援を実施している。

2 栃木県における不法投棄の現状と取組

- ・大規模な不法投棄は、減少傾向にある。
- ・不法投棄案件の多くは建設廃棄物である。産業廃棄物の不法投棄は、組織化・巧妙化が進んでいる。
- ・小規模なものを含む不法投棄全体の件数は、減少していない。
- ・職員や防災ヘリ等による監視パトロールや不法投棄防止キャンペーンの展開等、市町や警察、関係団体と連携した取組を実施している。

本市における不法投棄の現状 [P 11～15]

- ・不法投棄発生件数は漸減傾向にある。
- ・投棄場所としては、空き地や山林、河川などが多く、また、市域周辺地区の発生件数が多い傾向にある。
- ・不法投棄物の主なものは、家電、タイヤ、粗大ごみ、自転車である。
- ・廃家電の不法投棄は、平成21年度以降減少傾向にあるが、依然として多い。
- ・3月～6月の引越し時期に、依然として不法投棄が多い。
- ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」制定後は、市内中心部のポイ捨てごみが減少している。

本市における取組状況と評価 [P 16～17]

- ・適正処理の推進として、出前講座等の開催や環境イベントでの啓発活動等を実施した。
- ・不法投棄の未然防止として、廃棄物指導員や委託警備業者による日中夜間の監視パトロールを実施するとともに、不法投棄防止看板の配布や地域住民主体の不法投棄対策活動支援等を実施した。
- ・不法投棄の拡大防止として、市民・事業者・関係機関と連携して不法投棄対策を推進するとともに、県警と連携し厳格に対応した。
- ・平成21年度の第2次計画策定時に671件であった不法投棄発生件数は、平成26年度には約3分の2の420件まで減少した。
- ・特に住民による監視活動が市内22地区で実施されたことが、未然防止に大きい効果を示したと考えられる。

課 題

第2章

[P 18]

1 適正処理の推進

- ・家電や引越しごみの不法投棄が依然として多いことから、適正処理意識を啓発する必要がある。
- ・排出事業者に対し、より一層適正処理意識の啓発を実施する必要がある。
- ・より効果的・効率的に廃棄物の適正処理について意識啓発する必要がある。
- ・建設廃棄物の不法投棄は大規模事案に繋がり易いため、建設廃棄物の適正処理を推進する必要がある。

2 不法投棄の未然防止

- ・不法投棄対策は多くの目で監視することが有効であることから、多くの人で監視する体制を維持する必要がある。
- ・不法投棄監視パトロールや監視カメラの設置など不法投棄さないための事業を継続して実施する必要がある。
- ・空き地等において、投棄されやすい状況が多くみられることから、土地所有者等の管理意識を高める必要がある。
- ・地域別の不法投棄発生件数は、市内中心部と比べ周辺地区が多いことから、周辺地区で取り組まれている住民による不法投棄監視活動などの支援を継続する必要がある。
- ・市域周辺地区においては、近隣市町と情報共有を図るなど連携して対応する必要がある。

3 不法投棄の拡大防止

- ・市民、事業者、行政が連携し、不法投棄の早期発見・早期対応体制を維持し、不法投棄の拡大防止を図る必要がある。
- ・悪質な不法投棄事案については、引き続き警察と連携し厳格な処分を行う必要がある。

具体的取組

第3章

[P 20～27]

1 適正処理の推進

(1) 適正処理意識の醸成

- ・家電、引越し適正処理啓発
- ・環境学習センターにおける普及啓発 (新規)
- ・廃太陽光パネルの適正処理啓発 (新規)
- ・公用車、監視パトロールカーへの啓発ステッカー掲出 (拡充)
- ・広報紙、ホームページ、回覧等による意識啓発 など

(2) 排出事業者等に対する指導

- ・解体現場への立入検査・指導の強化 (拡充)
- ・廃棄物処理業者への立入検査・指導
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の排出事業者に対する指導 など

2 不法投棄の未然防止

(1) 不法投棄多発地点等における監視

- ・不法投棄監視強化月間の設定 (新規)
- ・職員の外務時等における監視活動の推進 (拡充)
- ・監視パトロールの実施・監視カメラの設置 など

(2) 土地所有者等の管理意識の醸成

- ・土地の適正管理に係る周知啓発 (新規)
- ・土地の適正管理に係る指導 (拡充)
- ・不法投棄防止意識啓発看板の配布

(3) 市民・事業者、他行政機関との連携

- ・地域住民による監視活動、清掃活動への支援 (拡充)
- ・栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会における連携
- ・産業廃棄物収集運搬車両合同調査の実施
- ・県内一斉監視パトロールへの参加
- ・市民総ぐるみ環境点検との連携
- ・リサイクル推進員との連携 など

3 不法投棄の拡大防止

(1) 早期発見・早期対応体制の整備

- ・不法投棄未然防止連絡協議会による監視・対応
- ・河川、公園の愛護団体への支援 など

(2) 迅速な原状回復

- ・警察と連携した対応 (拡充)
- ・不法投棄対応マニュアルに基づく早期対応
- ・条例に基づく土地所有者等への指導 など

計画の推進

第4章

1 計画推進の考えかた [P 29]

- ・市民、事業者、他行政機関、市が相互に連携を図り、計画を着実に推進する。

2 推進体制及び進捗管理 [P 29]

- ・宇都宮市環境基本計画推進委員会循環型社会部会 (庁内組織) と宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会 (庁外関係組織) により本計画の進捗管理を行い、計画を着実に推進するとともに、その実効性を高めていく。また、必要に応じて、計画の見直しを行う。
- ※ 宇都宮市環境基本計画推進委員会は、本市の環境関連計画等を総合的・計画的に推進するため、庁内横断的組織として設置したものであり、下部組織として部会を設置している。